札幌社保協 FAXニュース

２０１６年 2月１３日(土)
社保協事務局　発行
TEL823-0867　Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

国保・介護・後期高齢者110番は2月25日(木)です

市民のために、考えを転換しようという姿勢がない

市区交渉 介護は従来主張の繰り返し、国保は後退姿勢

年金者組合札幌支部協・市との意見交換会（写真左上）

1/29札幌各区の支部から30人余が参加し、災害、原発、除排雪、介護、国保、年金の要望への回答について話し合い。

【介護】保険料・利用料の市独自減免は「制度の趣旨に合わない」と同じ回答。特養が要介護３以上になったことについても、「小規模多機能や有料老人ホームなど居宅系サービスが増えている」の回答→しかし、お金のない人は入れない！。介護労働者の待遇は悪いことを認めつつ、「やりがい等の魅力をもっとアピールしていく」と回答→やりがいがある仕事でも、食べていけないから介護労働者が増えない！

【国保】国保資格証明書で受診抑制が出ることについて、「受診抑制につながるとは考えていない」→毎年のように資格証明書のために受診できず手遅れ死が出ている事例を追及。国保一部負担金減免制度では、医療費を払うと生活保護以下になる低年金者を救済できない～「国も所得減少を要件にしているので、市もそのようにしている」と回答。

道生連の市との事務折衝（写真左中）

1/28市内の各単組から２０人が参加し、国保、市住、教育、生活保護について話し合い。

【生活保護】ストーブの買い替え等の額は、5万円を10万円に引き上げるように国に要望を～担当者が5万円で買えると言うので、実際に店を調査して、備品や取り付け料もかかり、5万円ではとても買えない、北海道のくらしにストーブは死活問題と迫りました。

【国保】資格証明書の人が病院受診時に短期保険証を交付する際も、一部負担金を払えないかどうかの調査が必要と回答。分割納付は「安易に12回は認めない」と方針が変更。入院時の負担限度額認定証は、滞納があると出さない事例が多い～特別な事情や保険者が認めれば発行している。

北区社保協・北区住みよくする会の区との意見交換（写真左下）

2/3に回答に基づく話し合いを行い、住みよくする会・社保協から15人余が参加。【介護】居住系のサービスは増えていると言うが、お金のない人は入れない実態だ。介護労働者の魅力アピールだけではだめで、賃金の引き上げを言うべきである。【国保】区の回答～国保料の分割納付は12回以上でも相談に応じている。保険料滞納者が緊急入院した場合、１人暮らしなどで病院からの通報があった場合も発行を検討する。

白石区 国保料引き下げ陳情を、多くの所に呼びかけよう

1/25白石区社保協は、国保料引き下げの提起を受けて、さっそく学習会を開催。守る会、民商、保健企画、勤医協等から１０人が参加。道生連の佐藤・細川副会長が講師で、札幌の高すぎる国保料の実態について学びました。

各団体から国保の相談例なども出され、取り組みの必要性が話し合われました。田村事務局長から、白石では広く呼びかけ、５０団体以上の陳情を集めようと提起されました。

「地域医療を守る」意見書を

医労連札幌地区協・札幌社保協が市議会へ要請

道議会が昨年12月に「診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書」を全会一致で採択したことを受け、1/29医労連札幌地区協議会と札幌社保協は、札幌市議会でも同様の意見書採択をと、市議会へ要請に回りました。

医師・看護師不足の中で地域医療構想での病床削減や、診療報酬引き下げは医療崩壊につながると、きびしい北海道の実態を話しながら国への意見書提出を要請。自民党市議団では幹事長が応対、共産党市議団では5人の議員が応対してくれました。

後期高齢者医療 2016年 2017年 保険料引き下げ!

北海道後期高齢者広域連合は2/3の運営協議会で、次期2016～17年の保険料案を、平均で均等割（定額部分）▲1,663円、所得割（所得に応じた額）▲0.01%、１人あたり平均で2,333円引き下げを提示しました。引き下げ案は2008年の制度発足以降初めてで、2/18の広域連合議会で決められます。

引き下げの主な理由は、医療給付額が予想より低くなっている、診療報酬の引き下げなどです。医療費抑制政策で受診抑制が進んでいること、社会保障費抑制の中心に次期診療報酬の引き下げが狙われたことが大きく影響しています。厚生労働省が発表した後期高齢者医療制度の財政状況では、収支差は５４００億円の黒字となり、高すぎる保険料の引き下げが避けられないことを示しています。

北海道の保険料案では、保険料の限度額が57万円、均等割と所得割の比率が55:45です。定額部分の均等割比率が高いと、低所得者の負担が大きくなるため、社保協では均等割の比率を下げるように主張しています。また、新たに5割・2割の保険料軽減の対象者の幅が広がりました。なお、国は現在の9割、8.5割、所得割5割軽減等の特例措置を、2018年度から廃止すると言っており、反対の声を強める必要があります。

▽ 均等割額　**49,809円**　…　被保険者一人ひとりに等しく賦課される額

【現行】51,472円（　1,663円減　・　▲ 3.23%　）

▽ 所得割率　**10.51%**　…　本人の所得に応じた額

【現行】 10.52%（　▲ 0.01ポイント　）

▽ 一人当たり保険料（軽減後）　**63,383円**

【現行】65,716円（　2,333円減　・　▲ 3.55%　）

■ 年間保険料額の例（単身世帯で年金収入のみの場合）

	年金収入	均等割軽減	所得割軽減	年間保険料（H28・29）	年間保険料（H27）	保険料減少額
	800,000 円	9割	—	4,900 円	5,100 円	▲ 200 円
	1,530,000 円	8.5割	—	7,400 円	7,700 円	▲ 300 円
	1,680,000 円	8.5割	5割	15,300 円	15,600 円	▲ 300 円
	1,940,000 円	5割	5割	46,400 円	47,300 円	▲ 900 円
（※1）	1,945,000 円	**5割**	5割	46,700 円	63,000 円	▲ 16,300 円
	2,110,000 円	2割	5割	70,300 円	71,600 円	▲ 1,300 円
	2,150,000 円	2割	—	105,000 円	106,400 円	▲ 1,400 円
（※2）	2,160,000 円	**2割**	—	106,000 円	117,700 円	▲ 11,700 円

（※1）年金収入1,940,001～1,945,000円の方は、均等割２割軽減から５割軽減へ拡充予定

（※2）年金収入2,150,001～2,160,000円の方は、軽減非該当から均等割２割軽減へ拡充予定